

# 淀川ゲートウェイ通航申請書

令和 年 月 日

毛馬出張所長 様

(届出者)  
名 称

氏 名

携帯電話番号等(当日連絡が取れる番号)

	通航希望日時	通航方向	船種	台数	備考
1	年 月 日 ( ) 時 分頃	【下り】 淀川上流 → 淀川下流  【上り】 淀川上流 ← 淀川下流	(台船は幅×長さを記入)		
2	年 月 日 ( ) 時 分頃	【下り】 淀川上流 → 淀川下流  【上り】 淀川上流 ← 淀川下流	(台船は幅×長さを記入)		
通航目的					

※通航予定日時の時間は、淀川ゲートウェイに入閘（閘室に入る）希望時間を記入してください。

※記入にあたっては、裏面の「淀川ゲートウェイの通航に関する注意事項」をご確認いただき、下記の口欄にチェックをお願いします。

「淀川ゲートウェイの通航に関する注意事項」の記載内容を遵守します。

[連絡先]

近畿地方整備局 淀川河川事務所 毛馬出張所  
〒531-0063 大阪府大阪市北区長柄東3-3-25  
電話 06-6351-2580 FAX 06-6351-2658  
受付時間 平日8:30~17:15

# 淀川ゲートウェイの通航に関する注意事項

## 【申請について】

- 1) 通航希望日の1週間前までに「淀川ゲートウェイ通航申請書」に必要事項を記入し、FAX、郵送のいずれかの方法で、窓口まで提出してください。なお、受付時間中にFAXの場合は電話にて着信の確認、郵送の場合はその旨の連絡をお願いします。
- 2) 申請書を提出後に、変更もしくはキャンセルが生じた場合は必ず連絡してください。
- 3) 申請していただいても、工事又はその他の事象により、時間の変更や通航をお断りする場合があります。また、申請受付後においても、通航日時を変更していただく場合があります。
- 4) 通航申請の受付によって通航時間を確約するものではありません。他の通航状況、閘門操作の支障となる事象、設備の不具合等により通航時間が遅れることや通航できなくなることをご了解ください。操作に故意又は重大な過失がある場合を除き、当方は一切の責任を負いません。

## 【船について】

- 5) 通航できる船の最高限度は、長さ62m、幅18m、水面上の高さ3.5m、喫水2.0mです。  
このいずれかを超える船は通航できません。
- 6) 動力がついていない船のみでは通航できません。

## 【日時について】

- 7) 12月29日～1月3日の通航は原則としてお断りします。
- 8) 閘門操作時間は午前8時30分から日没までですが、閘門操作に時間を要するため、必ず日没1時間前までに閘室内に入ってください。

## 【通航について】

- 9) 申請された通航時間までに閘門ゲート付近へお越しくください。通航時間に遅れると他の通航する船に影響するため時間を厳守してください。
  - 10) 降雨等により河川が増水して河川流量が一定水量を超える場合は、当日通航できないことがありますのでご了承ください。（\*特に、当日天候が良くても上流ダム群からの放流による流量増加に伴い、通航できない場合もあります。）
  - 11) 閘門出入り口の信号を厳守し、ゲートが開いても信号が「青」になるまで進航しないでください。
  - 12) 閘門のゲート開閉待ちの場合を除き、閘門出入り口付近には船を係留しないでください。
  - 13) 閘門付近での注意放送に留意し、必ずその指示に従ってください。
  - 14) 閘門内では、舵効を保つ程度の速力で、かつ船間距離を十分にとり通航してください。
  - 15) 閘門内では、特に水位変動（水位の上昇・下降）等に注意してください。
  - 16) 閘門内での停船中は、船から離れないでください。
  - 17) 閘門内外にある停止線を厳守してください。開閉中のゲート付近は特に危険なため絶対に近づかないでください。
  - 18) 閘門への接近、離脱は、通航禁止区域に入らないよう航行してください。特に淀川大堰・毛馬水門付近は、水の流れが非常に速く危険なため絶対に近づかず、注意して航行してください。
- ※上記の【通航について】は安全に関わることであり、お守りいただけない場合は通航をお断りいたします。

## 【その他】

- 19) 閘門施設に損傷を与えた場合は、原因者に修繕費を請求することがあります。
- 20) 船から水質汚濁の原因となる油脂類を流出させた場合は、対応に要した費用について原因者に請求することがあります。
- 21) 閘門通航時に発生した事故については、当方に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。